

令和 8 年第 2 回水戸市議会定例会

陳情文書表（Ⅰ）

水戸市議会

陳 情 文 書 表

| 受理番号 | 受理年月日 | 件 名 | 要 旨 | 付託委員会 |
|-------|-------------|------------------------------------|--|-----------|
| 第 2 号 | 8 . 5 . 2 1 | 国指定「涸沼鳥獣保護区」の区域拡大に関する意見書の提出等を求める陳情 | <p>《陳情趣旨》</p> <p>涸沼鳥獣保護区及び涸沼特別保護地区は、銚田市、茨城町、大洗町の3市町にまたがり、県内ではただ1か所、ラムサール条約登録湿地としての指定の前提となる国指定を受けている。涸沼（所在地：茨城県銚田市・茨城町・大洗町、面積：935ヘクタール）は、2015年（平成27年）5月にラムサール条約湿地に登録された関東最大の汽水湖であり、スズガモをはじめとする多くの水鳥の重要な越冬地・中継地として、また絶滅危惧種「オオセッカ」などの生息地として高い自然的価値を有している。現在、涸沼は「国指定涸沼鳥獣保護区及び同涸沼特別保護地区」として環境大臣が指定・管轄する国指定鳥獣保護区に位置づけられている。しかしながら、現行の保護区域は涸沼の湖面を中心とした範囲にとどまっており、周辺の農耕地・葦原・流入河川沿いの湿地帯など、水鳥の採餌地・繁殖地として重要な区域が保護の対象外となっている。近年の開発行為の進行などの影響により、これらの周辺環境の劣化が懸念されており、保護区域の拡大が急務となっている。</p> <p>以上のことから、下記事項について陳情する。</p> <p>《陳情事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国指定涸沼鳥獣保護区において、涸沼周辺の農耕地・葦原・流入河川沿い湿地帯等を新たに区域に加えるよう、環境大臣に対して区域拡大を求める意見書を提出すること。 2 区域拡大の検討に当たっては、地域住民・農業従事者・土地所有者・漁業関係者・関係市町等との丁寧な協議の場を設けるよう、国及び茨城県に働きかけること。 3 拡大後の保護区において、国・県・市・住民・漁業組合等が連携した生態系モニタリング及びラムサール条約の理念に基づく環境教育・普及啓発活動の体制が整備されるよう、国に求める意見書に盛り込むこと。 | 総務 環 境 |